

## 第5回戸田市男女共同参画推進委員会について

今回は、第4章について、修正した箇所を中心に説明します。なお、施策名については、第4回推進委員会を踏まえ、施策2及び施策1.1を修正しています。

### 第4章 計画の内容について

#### 目標1 お互いの人権を大切にできるまち

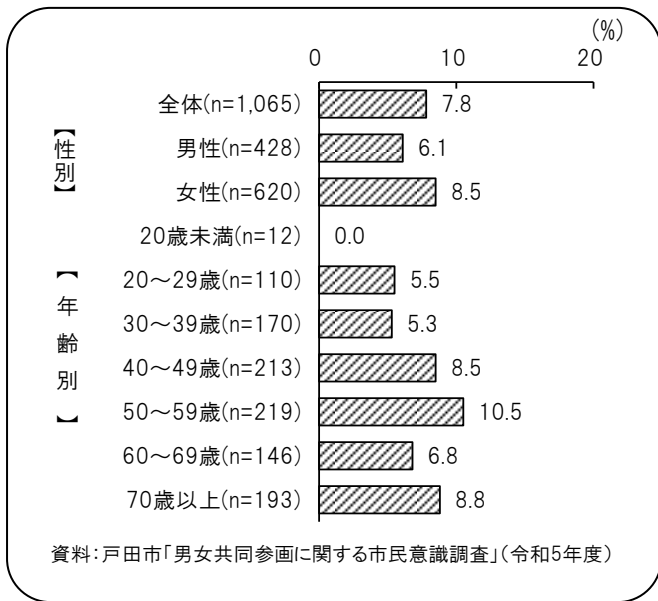
#### 施策1 身近な人からの暴力被害の根絶

##### ●現状と課題（要約） P 2

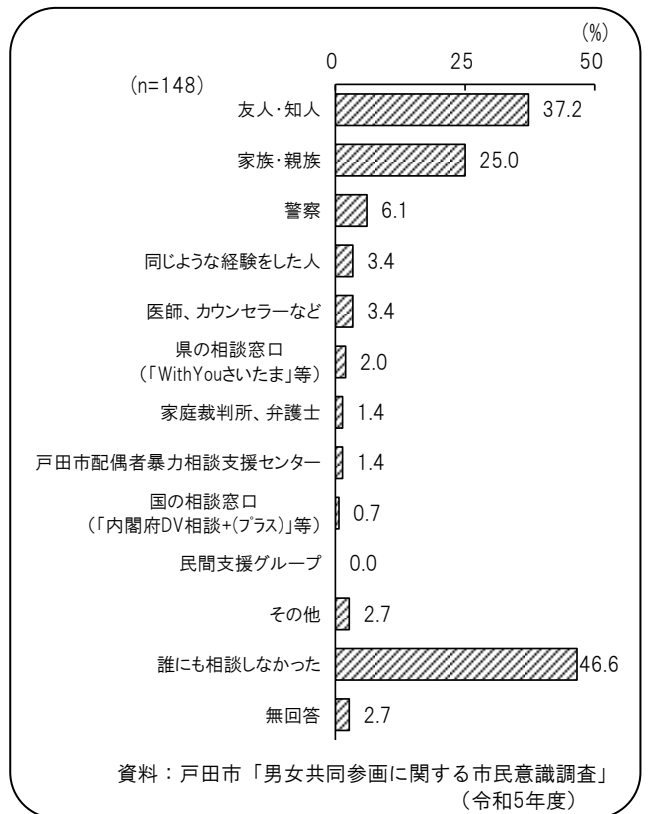
DV法の改正及び市民意識調査の結果を踏まえ、DV被害者をいち早く救済できるような相談体制、支援体制を整備するとともに、DVは私的なトラブルではなく犯罪であるという意識を社会全体で共有することが必要となる。

市では「戸田市配偶者暴力相談支援センター」を開設しているが、市民意識調査によると認知度は7.8%で市民には浸透していない現状であり、DVを受けたときの相談先としては、公的機関に相談している人はあまりいない。被害者への支援は相談窓口が入口でもあるため、まずは各種相談窓口の周知を最重要課題として取り組みを推進していく必要がある。

◆図「戸田市配偶者暴力相談支援センター（DV相談）」の認知度



◆図DVを受けた時の相談先



●指標 P 4

文言の修正及び中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 4～5

（1）暴力を許さない意識の醸成

**具体的取り組み No1**

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「配偶者暴力相談支援センターの事業内容の周知」を追記
- ・「担当課所」中、協働推進課を削除し、くらし安心課を追記

（2）被害者への支援体制の充実

**具体的取り組み No2**

- ・「施策の内容」中、「配偶者暴力相談支援センターを中心として」を追記
- ・「担当課所」中、協働推進課、福祉保健センター及びこども家庭課を削除し、こども家庭支援室及びくらし安心課を追記

**具体的取り組み No3**

- ・「担当課所」中、協働推進課、福祉保健センター、こども家庭課及びまちづくり推進課を削除し、くらし安心課、こども家庭支援室及び建築住宅課を追記

**具体的取り組み No4**

- ・「担当課所」中、協働推進課及び防犯くらし交通課を削除し、くらし安心課を追記

（3）DVに関連するストーカー、児童虐待等に対する支援の充実

**具体的取り組み No5**

- ・「担当課所」中、協働推進課、防犯くらし交通課及びこども家庭課を削除し、くらし安心課及びこども家庭支援室を追加

施策2 ジェンダー平等と人権尊重に関する意識啓発

●現状と課題（要約） P 6

市民意識調査の結果によると、10年間で固定的な性別役割分担意識はかなり解消しているとみることができる。また、「性的マイノリティ（LGBTQ）」の認知度は飛躍的に伸びている。引き続きあらゆる媒体や機会を通じて、啓発活動を積極的に推進していく。

●指標 P 7

文言の修正及び中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 8～11

(4) 人権尊重に関する意識の醸成

具体的取り組み No6

- ・「担当課所」中、庶務課及び防犯くらし交通課を削除し、行政管理課及びくらし安心課を追記

(5) 性的マイノリティへの理解の促進

具体的取り組み No7

- ・「施策の内容」中、LGBTQへの表記変更及び戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度など市の制度に関する普及を追記
- ・「担当課所」中、庶務課を削除し、行政管理課を追記
- ・コラムを2つ追記

(6) 男女共同参画の啓発・意識改革

具体的取り組み No8

- ・「施策の内容」中、「SNS」を追記
- ・「担当課所」中、政策秘書室を削除し、市長公室を追記

具体的取り組み No9

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「男女共同参画フォーラム等の開催」を追記

(7) 国際理解の推進による啓発・意識改革

具体的取り組み No10 変更なし

具体的取り組み No11 変更なし

(8) メディアにおける人権の尊重

具体的取り組み No12

- ・「担当課所」中、政策秘書室を削除し、市長公室を追記

具体的取り組み No13

- ・具体的取り組みの「読み取る力」を「読み取り、発信する力」の変更

### 施策 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

#### ●現状と課題（要約） P 1 2

市民意識調査の結果によると、「性別にかかわらず、能力や適性を重視した進路指導、生活指導を行う」の回答が最も多く、続いて「性に関する適切な指導の実施」の回答が多くなっているため、引き続き積極的に取り組んでいくことが望まれる。また、女性と比べると男性は地域における生涯学習活動への参加機会が少ない状況がみられるため、男性が参加しやすい工夫等が必要となる。

#### ●指標 P 1 4

中間値の入力

#### ●施策の方向（主な見直し） P 1 4～1 5

##### (9) 学校や家庭での教育の充実

具体的取り組み No14 変更なし

具体的取り組み No15 変更なし

具体的取り組み No16

- ・「施策の内容」中、「意識啓発のための情報紙・パンフレットの配布等」を追記
- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「子育て講演会」を追記

##### (10) 生涯学習の充実

具体的取り組み No17 変更なし

具体的取り組み No18 変更なし

## 目標 2 地域や家庭の暮らしを支えあえるまち

### 施策 4 地域活動における男女共同参画の推進

#### ●現状と課題（要約） P 1 7

市民意識調査の結果によると、多くの地域活動で男性よりも女性の参加率が高い傾向がみられる。より多くの方が参加できるよう開催や運営に工夫することが必要である。また、女性の町会長・自治会長が非常に少ない現状を踏まえ、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

#### ●指標 P 1 8

中間値の入力

#### ●施策の方向（主な見直し） P 1 8

##### （1 1）地域・社会活動への参画促進と環境づくり

具体的取り組み No19 変更なし

具体的取り組み No20

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「サークル活動やボランティア活動等に関する情報発信」を追記

### 施策 5 防災及び防犯における男女共同参画の推進

#### ●現状と課題（要約） P 1 9

近年、地震災害や豪雨災害などの大きな災害が毎年各地で発生しており、これまでの経験から、備蓄や避難所運営や復興段階において女性への配慮などが必要であることの認識は広がりつつある。市民意識調査の結果では、性別に配慮して取り組む必要がある防災・災害復興対策として、「避難所の設備（更衣室、授乳室、洗濯物干し場の設置等のプライバシーの確保）」や「衛生環境の整備（トイレ、お風呂等）」などの項目は、男女ともに高い回答率となっている。また、地域における防犯体制の強化を促進していくため、防犯の分野における男女共同参画を推進していく必要がある。

#### ●指標 P 2 0

中間値の入力

#### ●施策の方向（主な見直し） P 2 0

(12) 地域防災における男女共同参画の推進

具体的取り組み No21

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「女性の資格取得希望者推薦の働きかけ」及び「イベントや講演会による啓発」を追記
- ・「担当課所」中、あいパル（福祉総務課）を追記

具体的取り組み No22 変更なし

(13) 地域防犯における男女共同参画の推進

具体的取り組み No23

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「防犯に関する協議会等」を追記
- ・「担当課所」中、防犯くらし交通課を削除し、くらし安心課を追記

施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

●現状と課題（要約） P 2 1

市民意識調査の結果によると、ワーク・ライフ・バランスについての理想は、「仕事と自分の活動と家庭生活をバランスよく重視」したい人が 45.5%で半数近くを占めている。現実の状況をみると、依然として仕事優先の人の割合が多くを占めている。労働者人口が減少しつつある中、これまでと同様の経済活動を維持していくには、子育てや介護、地域活動などと仕事との両立を支えるための支援体制と環境の整備が必要不可欠となっている。

●指標 P 2 2

- ・算定基準の見直し結果の反映及び中間値の入力
- ・最終目標、定義及び設定根拠の見直し

指標	当初	中間値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
① ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている人の割合を増やします。	18.2 (2017年度)	37.8 (2023年度)	44.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、用語の認知度で「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について「おおよその内容まで知っている」と回答した人の割合	第4次価値の中継から最終までの年間増加量(2.58%)から算出 ※小数点第1位で繰り上げ
② ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。 ※当初の算定基準により算出	10.3 (2017年度)	15.0 (2023年度)	21.0 (2027年度)	『市民意識調査』において家庭生活で優先していること、〈現実〉で「仕事と自分の活動と家庭生活をバランスよく重視」と回答した人の割合	年間増加量を1%として算出 ※小数点第1位で繰り上げ
③ ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。 ※算定基準の見直しにより算出	50.3 (2017年度)	50.8 (2023年度)	61.0 (2027年度)	『市民意識調査』において家庭生活で優先していること、〈現実〉で「仕事と自分の活動を優先」、「仕事と家庭生活を優先」、「仕事と自分の活動と家庭生活をバランスよく重視」と回答した人の割合の合計	年間増加量を1%として算出 ※小数点第1位で繰り上げ

ワーク・ライフ・バランスに関する指標  
 国：7ページの13項目  
 県：県民を対象とした指標はなし  
 市：8ページのとおり設問あり

見直し案  
 最終目標：62.5%  
 目標値根拠：指標の定義の〈現実〉を〈希望〉に変更して根拠とする。  
 左表の整理：第4章については、令和6年度からの事業となるため、②の項目を削除する。

●表：「仕事と生活の調和」に関する国の指標

別紙1		数値目標	
	数値目標設定指標	現状（直近の値）	2020年
Ⅰ 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	20～64歳 78.1%	80%
		20～34歳 76.1%	79%
		25～44歳 女性 71.6%	77%
		60～64歳 62.2%	67%
Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	② 時間当たり労働生産性の伸び率（実質、年平均） (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	0.9% (2005～2014年度の10年間平均)	実質GDP成長率に関する目標（2%を上回る水準）より高い水準（※）
	③ フリーターの数	約167万人	124万人 ※ピーク時比で約半減
	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8%	全ての企業で実施
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.2%	5%
	⑥ 年次有給休暇取得率	47.6%	70%
	⑦ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
	⑧ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	14.8%	29%
	⑨ 自己啓発を行っている労働者の割合	43.3%（正社員） 16.4%（非正社員）	70%（正社員） 50%（非正社員）
	⑩ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
	⑪ 保育等の子育てサービスを提供している数	認可保育所等（3歳未満児） 92万人	認可保育所等（3歳未満児） 116万人(2017年度)
		放課後児童クラブ 102万人	放課後児童クラブ 122万人(2019年度)
	⑫ 男性の育児休業取得率	2.30%	13%
⑬ 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1日当たり67分	1日当たり2時間30分	

数値目標の設定に当たっては、以下の数値目標との整合性を取っている。

- ・①、③：「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日、閣議決定）
- ・①、③、⑤、⑥、⑩、⑫：「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」（平成27年12月24日閣議決定）
- ・①、⑤～⑧、⑩、⑫、⑬：「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）
- ・②、⑦、⑩：「新成長戦略」（平成22年6月18日、閣議決定）
- ・⑦、⑩：「2020年までの目標」（平成22年6月3日、雇用戦略対話）
- ・⑩～⑬：「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）

※「新成長戦略」（平成22年6月18日、閣議決定）において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。」、「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。

●男女共同参画に関する市民アンケート調査

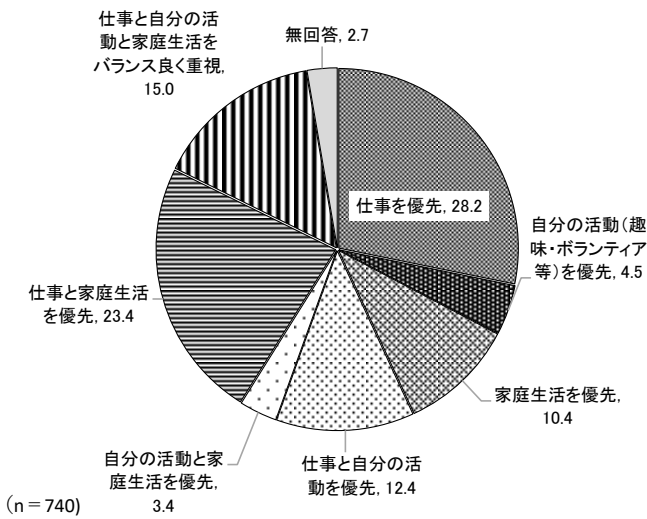
6. ワーク・ライフ・バランスについて

(1) 家庭生活上で優先していること

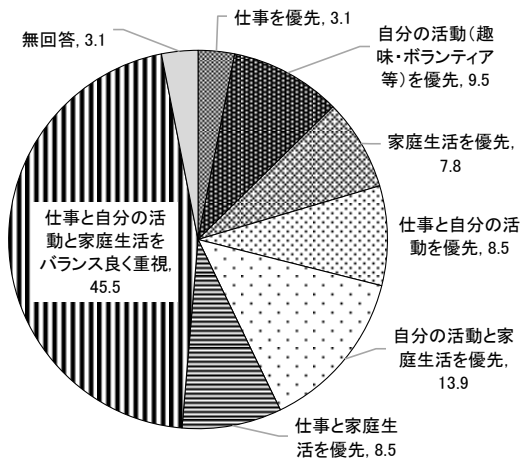
◆ここからは、現在何らかの形で仕事に就いている方（パートやアルバイト、契約社員などを含みます。）への質問です。

問12 家庭生活の考え方についてうかがいます。「現実」では何を優先していますか。また、「希望」では何を優先したいですか。（それぞれ1つずつに○）

図「現実」での優先項目の回答



図「希望」での優先項目の回答



	現実・・・中間値	希望・・・最終目標値
仕事・自分の活動・家庭生活	15.0%	45.5%
仕事・家庭生活	23.4%	8.5%
仕事・自分の活動	12.4%	8.5%
合計値	50.8%	62.5%



●施策の方向（主な見直し） P 2 2～2 3

（1 4）家庭生活との両立をめざす職場づくり

**具体的取り組み No24**

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「女性活躍推進及び次世代育成支援対策を講じている企業への建設工事等入札参加資格格付けにおける加点」を追記
- ・「担当課所」中、経済政策課を削除し、経済戦略室及び管財入札課を追記

（1 5）男女の家事・育児への共同参画支援

**具体的取り組み No25**

- ・「担当課所」中、人事課を追記

施策7 子育てや介護を支援する体制の整備

●現状と課題（要約） P 2 4

市民意識調査の結果によると、子育て、介護ともに、女性が主に分担している割合が高いことがうかがえる。本市では、ファミリー・サポート・センターや地域包括ケアシステムなど地域における子育てや介護を支援する体制整備、高齢者や障がい者の自立を支援する仕組みの充実を図っていく。

●指標 P 2 5

中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 2 5～2 6

（1 6）子育て支援の充実

**具体的取り組み No26**

- ・「施策の内容」中、「子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市放課後子どもアクションプラン」を追記
- ・「担当課所」中、こども家庭課及び保育幼稚園室を削除し、こども家庭支援室及び保育幼稚園課を追記

**具体的取り組み No27**

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】の「子育て交流会の実施」を「地域子育て支援拠点による交流機会及び情報の提供」に変更
- ・「担当課所」中、こども家庭課及び保育要支援室を削除し、こども家庭支援室及び保育幼稚園課を追記

### 具体的取り組み No28

- ・「担当課所」中、こども家庭課を削除し、こども家庭支援室を追記

### (17) 介護を支援する体制の整備

#### 具体的取り組み No29

- ・「施策の内容」中、「地域のネットワークづくりや人材育成」に関することを追記
- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】の「地域包括支援センター事業の実施」を削除し、「認知症サポーター養成講座の実施」及び「自立支援型地域ケア会議をはじめとした、地域のネットワークづくりの推進」を追記
- ・「担当課所」中、長寿介護課を削除し、健康長寿課を追記

#### 具体的取り組み No30 変更なし

## 目標 3 いきいきと活躍できるまち

### 施策 8 働く場における男女共同参画の推進

#### ●現状と課題（要約） P 2 8

市民意識調査の結果によると、女性が働き続けたり、再就職したりするためには「夫など家族が家事や育児を分担し、協力すること」が必要と考える人は約6割にのぼっており、平成29年度調査時よりも増加している。今後、少子高齢化がますます進み、労働人口が減少する中においては、生産性の向上と同時に多様な働き方を導入し、労働者が働きやすい環境を整備することも必要となる。令和2（2020）年6月から「改正労働施策総合推進法」が施行となり、職場におけるパワーハラスメント対策が義務化された。労働者が個性と能力を十分に発揮していきいきと働くためには、男女の雇用における機会の均等化が図られ、様々なハラスメント行為が根絶されるような取り組みが必要となる。

#### ●指標 P 2 9

中間値の入力

#### ●施策の方向（主な見直し） P 2 9～3 0

#### （1 8）雇用の場及び自営業等における男女共同参画の推進

##### 具体的取り組み No31

- ・「担当課所」中、経済政策課を削除し、経済戦略室を追記

##### 具体的取り組み No32

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「女性活躍推進及び次世代育成支援対策を講じている企業への建設工事等入札参加資格格付けにおける加点【再掲】」を追記
- ・「担当課所」中、経済政策課を削除し、経済戦略室及び管財入札課を追記

#### （1 9）セクシュアル・ハラスメント等に対する取り組みの充実

##### 具体的取り組み No33 変更なし

### 施策 9 女性の就業・起業の支援

#### ●現状と課題（要約） P 3 1

女性の働き方についての考え方はここ数年で変化しており、平成29（2017）年度の市民意識調査で「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」ことを理想と考えた人は23.3%でしたが、令和5（2023）年度の調査結果では同じ項目の割合が39.3%と大幅に増加している。

本市においても、女性の多様な能力を活用するために、就職や職業能力開発のための機会が十分に提供されることが必要であり、また、様々な分野への女性のチャレンジを支援する必要性から、起業なども視野に入れた支援体制を整備することも重要です。

●指標 P 3 2

中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 3 2

（20）職業能力開発のための支援

具体的取り組み No34

- ・「担当課所」中、経済政策課を削除し、経済戦略室を追記

（21）女性の再就職、企業の支援

具体的取り組み No35

- ・「施策の内容」中、「イベント等を活用し、期間限定出店など、起業する人への機会の提供」を追記
- ・「担当課所」中、経済政策課を削除し、経済戦略室を追記

施策10 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

●現状と課題（要約） P 3 3

本計画では審議委員等に占める女性委員の割合を40.0%にする目標を設定しているが、令和4年4月現在27.1%にとどまっている。女性委員が一人もない審議会も多数あり、さらに多くの女性が政策・方針決定過程に参画できるようになるには、より一層の取り組みが必要となる。

●指標 P 3 4

中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 3 4～3 5

（22）審議会等における男女共同参画の促進

具体的取り組み No36 変更なし

（23）女性の人材発掘とリーダー育成

具体的取り組み No37 変更なし

具体的取り組み No38 変更なし

## 施策 1 1 性差や年齢に配慮した健康づくりへの支援

### ●現状と課題（要約） P 3 6

女性は思春期、成熟期、更年期、老年期と、ライフステージによって心身の状態が大きく変化する。また、疾病傾向や身体の状態などが男女で異なっているため、性差や年齢に応じた健康づくりへの配慮が必要となる。市民が生涯を通じて健康な生活をおくるためには、男女の健康に関する教育の充実、性や生命を尊重する意識啓発、健康診断や検診、保健サービス等の充実が必要となる。

### ●指標 P 3 6

中間値の入力

### ●施策の方向（主な見直し） P 3 7～3 8

#### (2 4) 性を尊重する意識啓発と性に関する指導の充実

具体的取り組み No39 変更なし

#### (2 5) 女性の健康管理の充実

具体的取り組み No40

- ・「担当課所」中、こども家庭課を削除し、こども家庭支援室を追記

具体的取り組み No41

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「予期せぬ妊娠等に関する相談窓口の周知」を追記

#### (2 6) 男女ともにライフサイクルに沿った健康づくり

具体的取り組み No42 変更なし

- ・「担当課所」中、こども家庭課を削除し、こども家庭支援室を追記

具体的取り組み No43

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「ピンクリボン」を追記
- ・「担当課所」中、あいパル（福祉総務課）を追記

## 目標 4 連携と協力で取り組みを進めるまち

### 施策 1 2 男女共同参画の推進拠点の充実

#### ●現状と課題（要約） P 4 0

あいパルは、市民の交流を推進する重要な拠点であり、活動の場の提供や各種イベント等の開催、市民活動をはじめとする各種活動に関する情報の受発信等を行っている。市民意識調査では「あいパル」の男女共同参画センターとしての認知度は16.2%にとどまり、平成29（2017）年度調査の16.5%から伸びていない。SNS等の情報通信技術の活用も含めて、様々な媒体による市民への周知が必要とされている。また、市民意識調査で「あいパル」で力を入れる必要があると思う取り組みは、「男女共同参画に関する市民活動の支援」に対する回答が最も多く、市民活動を支える取り組みのニーズが高くなっている。幅広い世代の市民に対して活動を周知し、働きかけていくことによって、男女共同参画の推進拠点としての機能の充実を図っていきます。

#### ●指標 P 4 1

中間値の入力

#### ●施策の方向（主な見直し） P 4 1～4 2

##### （2 7）男女共同参画の推進拠点の活用促進

###### 具体的取り組み No44

- ・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「SNS等を活用した周知活動の実施」を追記

###### 具体的取り組み No45 変更なし

##### （2 8）男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

###### 具体的取り組み No46

- ・「施策の内容」中、「関係資料の提示・配布、パネル展示により、情報発信を推進します。」を追記

### 施策 1 3 庁内の男女共同参画の推進

#### ●現状と課題（要約） P 4 3

本市の総職員数に占める女性職員は、令和4（2022）年の時点で37.4%と約4割を占めています。平成30（2018）年には35.3%でしたが、徐々に割合が高くなっている。一方で、副主幹職（係長級）以上の役付職員数に占める女性の割合は平成30（2018）年以降下落しており、令和4（2022）年では21.0%にとどまっている。今後とも、職場における機会を均等化すると同時に、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい環境づくりへの取り組みを積極的に推進する必要があります。

●指標 P 4 4

中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 4 4～4 5

（29）職員の男女共同参画の意識づくり

具体的取り組み No47 変更なし

（30）女性職員の登用促進と職域拡大

具体的取り組み No48 変更なし

（31）「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の円滑な推進

具体的取り組み No49 変更なし

施策14 連携と協力による推進体制の整備

●現状と課題（要約） P 4 6

この計画を実効性のあるものにし、男女共同参画社会の実現に向けて施策を着実に推進していくためには、全庁的に取り組むための体制の整備と、計画の進捗状況を確認し、その評価を元に次の段階の改善につなげていく仕組みの構築が重要である。

●指標 P 4 6

中間値の入力

●施策の方向（主な見直し） P 4 7～4 8

（32）庁内の推進組織の充実

具体的取り組み No50 変更なし

（33）計画の進行管理の実施

具体的取り組み No51 変更なし

（34）計画推進に関する市民・事業者との連携

具体的取り組み No52

・「施策の内容」中、【具体的な事業】に「市民との協働に関する情報発信」を追記

具体的取り組み No53 変更なし

具体的取り組み No54

・「担当課所」中、経済政策課を削除し、経済戦略室を追記

（35）国・県当との連携

具体的取り組み No55 変更なし